

米国の対中国政策、行政措置、
その他の米中関係の動向
(2021年12月)

2022年1月
日本貿易振興機構(ジェトロ)
海外調査部
ニューヨーク事務所

【免責条項】

本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。

<目次>

I.	米行政府（バイデン政権）	3
A.	大統領府（The White House）	3
B.	国務省（Department of State）	5
C.	商務省（Department of Commerce）	10
D.	司法省（Department of Justice）	11
E.	財務省（Department of the Treasury）	11
F.	米国通商代表部（Office of the United States Trade Representative）	12
G.	国土安全保障省（Department of Homeland Security）	13
H.	国防総省（Department of Defense）	13
I.	証券取引委員会（Securities and Exchange Commission）	14
II.	米連邦議会	15
A.	主要な法案などの動き（公聴会などでの動きを含む）	15
B.	連邦議会調査局（Congressional Research Service）	16
C.	米中経済および安全保障審査委員会（U.S.-China Economic and Security Review Commission）	17
III.	米産業界、産業・経済団体など	17
A.	全米製造業協会（National Association of Manufacturers）	17
B.	国防産業協会（National Defense Industrial Association）	17
C.	半導体産業協会（Semiconductor Industry Association）	18
IV.	米学会、シンクタンク、その他の団体・組織	19
A.	ブルッキングス研究所（The Brookings Institution） - John L. Thornton China Center	19
B.	カーネギー国際平和財団（Carnegie Endowment for International Peace）	20
C.	ヘリテージ財団（The Heritage Foundation）	20

はじめに

米国は、トランプ前政権下で中国に対する追加関税措置の導入や輸出管理、投資規制の強化を行い、バイデン政権も対中措置を強めています。

本レポートでは、2021年12月に発表などされた米国の対中政策や措置のほか、米国側から見た米中関係の動向を、行政府、連邦議会、産業界、学会に分けて解説しています。本レポートは、米国のメイヤー・ブラウン法律事務所の協力を得て作成しました。本レポートが、米国とビジネスを行う方々にとって参考となれば幸いです。

2022年1月
日本貿易振興機構（ジェトロ）
海外調査部 米州課
ニューヨーク事務所

2021年12月、米国内では、以下を含む米中間の経済、貿易（輸出入）、投資、その他の商業活動に影響を及ぼし得るさまざまな動きがありました。

[ポイント]

- 12月は、11月15日の米中首脳バーチャル会談を通じて、両国間の戦略的競争関係が長期化することを確信しつつも、両国間の対峙によりもたらされ得るさまざまな危機管理の必要性につき確認ができたとの認識の上に立って、バイデン政権が自らの対中国基本政策を実務面で粛々と実施することに努めた時期となった。
- インド・太平洋や中国に関するEUとの対話（12月2～3日）、シャーマン国務副長官のASEAN各国大使との会談（12月6日）、レモンド商務長官の台湾経済部長との電話会談（12月6日）、ブリンケン国務長官のインドネシアおよびマレーシアの訪問（12月13～15日）¹などは、バイデン政権が対中国戦略の一環として推進している、自由で開かれたインド太平洋の維持に向けた、同盟諸国、パートナー諸国との緊密な連絡と協調関係の強化のための外交実務面の努力の一環として位置付けられる。
- 12月には、バイデン政権の対中基本政策のもう1つの柱となっている、人権問題への対策として、北京冬季オリンピックへ米国政府代表を派遣しないとの決定表明（12月6日）、バイデン大統領主催による民主主義のためのサミット（12月9日）、新疆ウイグル自治区からの輸入を原則として排除する法律（俗称、ウイグル強制労働防止法）の制定（12月23日）など、注目すべき動きがあった。新疆ウイグル自治区での強制労働などにより生産された物品の米国への輸入禁止については、今後米国での具体的通関基準が公聴会などを通じて決められていくことになるため、中国製品を米国に輸入している企業などは、同法施行基準がどのようになるのか、注視していく必要がある。
- そのほか、12月には、台湾海峡での有事のリスクや、米国の関与のあり方などにつき、頻繁に議論されたが、バイデン政権は基本的にこれまでの（台湾が自らの防衛能力を強化することを支援していくとの）基本姿勢の枠内で対応する旨一貫してコメントをしていることから、台湾をめぐる米中関係は小康状態となっている。12月に、ウクライナをめぐる米露間の緊張関係が急速に高まったことや、中国政府が2022年2月の北京冬季オリンピック前に米国と新たな対立要因を前面に出すことを避けようとしていることも、米中間の小康状態の要因となっているものと推測される。

¹ ブリンケン国務長官は、当初、タイへの訪問も予定していたが、同行者の一部が新型コロナウイルスに感染したことから、同国訪問は直前にキャンセルされた。

I. 米行政府（バイデン政権）

A. 大統領府（The White House）²

12月6日 北京冬季オリンピックに米政府関係者を派遣しないことを発表

ジェン・サキ報道官は、記者からの質問に答えるかたちで、米国は、新疆ウイグル自治区における中国の大量虐殺（ジェノサイド）や人道に対する犯罪および他の人権蹂躪行為に鑑み、2022年の北京冬季オリンピック・パラリンピックに、外交団や政府代表を派遣しない旨述べました。³

12月7日 サリバン補佐官によるロシアのウクライナ侵攻と中国の台湾侵攻に関する発言

ジェイク・サリバン国家安全保障担当大統領補佐官は、バイデン政権は、仮にロシアがウクライナに軍事侵攻をすると同時に中国が台湾に対して武力行使をすることになった場合の備えはできているのか、との記者からの質問に対し、「そのようなシナリオとならないよう米国は（軍事的）抑止および外交の双方の側面からあらゆる措置を取っていく。それが現在のわれわれの外交の目的である。台湾について言えば、これまでの8カ月間バイデン政権が取ってきたインド太平洋地域での努力は、中国がいかなるかたちでも台湾を侵攻するような選択をするようなことにならないようにするためのものである」旨述べました。

12月9日 民主主義のためのサミット開催、人権の日・週の宣言、民主主義再生のための大統領イニシアチブ

ジョー・バイデン大統領は、バーチャル形式で民主主義のためのサミットを開催しました。同サミットでは、世界は権威主義的な国により挑戦を受けており、民主主義の価値を信奉する諸国は結束してこれと戦っていかねばならない旨コメントしました。⁴

バイデン大統領はまた、同サミット開催第1日目を機に、（1948年12月10日に世界人権宣言が国連で採択されたことを念頭に）、2021年12月10日および同日から始まる週をそれぞれ人権の日および人権の週とする旨の宣言を発表しました。⁵

さらに、バイデン政権は、「民主主義の刷新のための大統領イニシアチブ」を公表しました。同イニシアチブでは、民主主義を強化し人権尊重を推進することは米国の国益にもつながるものであるとして、総額4億ドルを超える資金を、自由で独立したメディアの支援、腐敗との戦い、民主改革の強化、民主主義のための技術推進、自由で公正な選挙・政治過程の防御のために拠出していく意向である旨表明しました。⁶

12月10日 輸出管理と人権イニシアチブに関する共同声明の発表

ホワイトハウスは、バイデン大統領が主催した「民主主義のためのサミット」の場で、米国、オーストラリア、デンマークおよびノルウェーが、権威主義的な政府が技術を乱用し

² <https://www.whitehouse.gov/>

³ <https://www.whitehouse.gov/briefing-room/press-briefings/2021/12/06/press-briefing-by-press-secretary-jen-psaki-december-6-2021/>

⁴ <https://www.whitehouse.gov/briefing-room/speeches-remarks/2021/12/09/remarks-by-president-biden-at-the-summit-for-democracy-opening-session/>

⁵ <https://www.whitehouse.gov/briefing-room/presidential-actions/2021/12/09/a-proclamation-on-human-rights-day-and-human-rights-week-2021/>

⁶ <https://www.whitehouse.gov/briefing-room/statements-releases/2021/12/09/fact-sheet-announcing-the-presidential-initiative-for-democratic-renewal/>

ようとしている流れを止め、民主的な価値観に支えられた技術の前向きな利用を促進するためのイニシアチブに関する共同声明を発表した旨公表しました。⁷

12月14日 ウイグル強制労働防止法案に関するサキ報道官のステートメント

サキ報道官は、連邦議会でウイグル強制労働防止法案の内容につき、超党派の合意に達したことを歓迎する旨のステートメントを発表しました。この中で、ジェノサイドや人権侵害の問題、および新疆ウイグル自治区の強制労働問題につき、中国に説明責任を果たすことを求めるための行動を取るべきとの議会の考えにバイデン政権も同意する旨述べました。⁸

12月16日 人権侵害・腐敗行為者などに対する制裁措置を科す大統領令の延長

バイデン大統領は、世界の深刻な人権侵害や腐敗行為に関与などしている者に対して制裁措置を科すため、2017年12月20日に発令された大統領令（EO 13818）⁹の期限を延長する旨議会に通報しました。

12月21日 外国政府の人身売買への関与に関するメモランダム

バイデン大統領は、2000年人身売買被害者保護法（Trafficking Victims Protection Act of 2000）の規定に基づき、（人身売買を根絶させるための最低基準の努力を満たしていないと認定された）中国を含む諸国政府に対する（人道的支援などを除く）支援を行わない旨の決定をしたメモランダムを公表しました。¹⁰

12月23日 民主主義のためのサミットの概要公表

ホワイトハウスは、バイデン大統領が全世界から275人の参加者を得て、12月9日から10日までの2日間にわたって開催した「民主主義のためのサミット」での議論の概要を公表しました。¹¹ 同サミットには中国、ロシアの代表は招かれませんでした。台湾の代表は出席しました。

12月23日 新疆ウイグル自治区からの輸入を原則として排除する法案の署名

ホワイトハウスは、バイデン大統領が新疆ウイグル自治区からの輸入を原則として排除する法案（H.R. 6256）に署名した旨公表しました。¹²

12月23日 サキ報道官の中国の強制労働に関するコメント

サキ報道官は、記者会見の場で、記者からインテルが新疆ウイグル自治区からの調達に関連し関係各社に書簡を発出したことが、中国国内で批判を受けたため、謝罪の意を表明し

⁷ <https://www.whitehouse.gov/briefing-room/statements-releases/2021/12/10/joint-statement-on-the-export-controls-and-human-rights-initiative/> 輸出管理と人権イニシアチブに対しては、カナダ、フランス、オランダおよび英国も支持を表明しました。

<https://www.whitehouse.gov/briefing-room/statements-releases/2021/12/10/fact-sheet-export-controls-and-human-rights-initiative-launched-at-the-summit-for-democracy/>

⁸ <https://www.whitehouse.gov/briefing-room/statements-releases/2021/12/14/statement-by-press-secretary-jen-psaki-on-the-uyghur-forced-labor-prevention-act/>

⁹ <https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2017-12-26/pdf/2017-27925.pdf>

¹⁰ <https://www.whitehouse.gov/briefing-room/presidential-actions/2021/12/21/memorandum-on-the-presidential-determination-with-respect-to-the-efforts-of-foreign-governments-regarding-trafficking-in-persons/>

¹¹ <https://www.whitehouse.gov/briefing-room/statements-releases/2021/12/23/summit-for-democracy-summary-of-proceedings/>

¹² <https://www.whitehouse.gov/briefing-room/statements-releases/2021/12/23/bill-signed-h-r-6256/>

たことにつき、米国の企業が直面しているこのような問題をどの程度懸念しているのかと問われたのに対し、「民間企業や国際社会は、人権擁護を支援する努力を封じ込めるための武器としてその市場を利用することに反対していくべきである。米国企業は、基本的な人権の擁護や抑圧に反対していくことに対して、謝罪する必要があると思う必要は全くない。全ての産業界に対して、新疆地域も含め、強制労働を利用していないことを確認するよう引き続き働き掛けていく。会社は、サプライチェーンでの強制労働や人権問題の問題に対処しなければ、深刻な法的リスク、レピュテーションリスク、顧客からのリスクに直面するというのが現実である」旨コメントしました。¹³

B. 国務省 (Department of State) ¹⁴

12月1日 「中国に関する米 EU 対話」に向けたブリーフィング

国務省高官（複数）は、2回目の「中国に関する米 EU 対話」ハイレベル会合を前に記者向けのブリーフィングを行いました。同ブリーフィングでは、ウェンディ・シャーマン国務副長官が12月2日、欧州対外活動庁のステファノ・サニーノ事務局長と会い、経済、テクノロジー、人権問題、多国間の協力、情報操作、安全保障、米欧が中国と協力可能な課題、インド太平洋地域の情勢などさまざまなトピックについて協議が行われる予定であるとの説明がありました。さらに政府高官は、アントニー・ブリンケン国務長官の発言を引用し、米中関係は地政学的に21世紀の最大の試練であり、米国は同盟国と協力し強い立場から中国に働き掛けていく必要がある旨述べました。¹⁵

12月2日 「中国に関する米 EU 対話」に関する共同プレスリリースの発表

国務省は、ワシントンで開催された「中国に関する米 EU 対話」第2回ハイレベル会合に関する共同プレスリリースを発表しました。同プレスリリースでは、米欧がそれぞれ中国と多面的な関係を持っていることを再認識し、米国と EU は、お互いにそれぞれの投資や経済を発展させ、可能な分野で中国と協力し、中国との競争や体制面での対抗関係を責任を持って管理していくに当たり、米 EU それぞれの対中国アプローチにつき継続的かつ緊密な連絡を維持していくことの重要性を確認した旨述べました。

また、同プレスリリースでは、米 EU 代表は、国際法に違反したり、米 EU の価値観に反する諸問題を含む、中国の懸念される諸問題について協議を行ったとしています。この一環として、インド太平洋地域での中国の活動、新疆ウイグル自治区やチベットなどでの少数民族の抑圧、香港の自治や民主主義の浸食¹⁶などの問題についても協議が行われたと述べています。

12月3日 インド太平洋に関する米 EU ハイレベル協議

国務省は、シャーマン国務副長官と欧州対外活動庁のサニーノ事務局長が率いる米 EU の代表が、ワシントンにおいて、第1回目のインド太平洋に関する米 EU ハイレベル協議を行った旨公表しました。同協議に関する共同プレスリリースでは、米 EU のインド太平洋地域に取り組むそれぞれの活動や戦略につき説明が行われ、自由で開かれたインド太平洋を支援していくため、お互いに協力していく意図を再確認したとしています。また、

¹³ <https://www.whitehouse.gov/briefing-room/press-briefings/2021/12/23/press-briefing-by-press-secretary-jen-psaki-december-23-2021/>

¹⁴ <https://www.state.gov/>

¹⁵ <https://www.state.gov/previewing-the-u-s-eu-dialogue-on-china/>

¹⁶ <https://www.state.gov/u-s-eu-joint-press-release-by-the-eas-and-department-of-state-on-the-second-high-level-meeting-of-the-u-s-eu-dialogue-on-china/>

「ASEAN の中心性」および強靱で独立した ASEAN を支援していくことの重要性についても再確認を行ったと述べるなど、中国を念頭に置いたさまざまな対応策につき、米 EU 間のハイレベルで協議が行われたものと思われます。¹⁷

12月4日 イラン核合意に関するブリーフィング

国務省は、ウィーンで開催されたイランとの核合意（JCPOA）の復活に向けた7回目の間接交渉に関する報道関係者向けのブリーフィングを行い、同交渉に出席した国務省関係者は、イランとの交渉が目立った進展を見せていない旨述べました。記者から、中国はイランから石油を輸入しているが、米国は制裁を科さないのか、との質問に対し、米国は中国に対して制裁しないなどの方針を取っているわけではなく、既に企業に対する制裁は科している旨述べるとともに、最善の対処方法は外交により対話を通して解決していくことである旨コメントしました。¹⁸

12月6日 シャーマン国務副長官の ASEAN 各国大使との会談

国務省は、シャーマン国務副長官が ASEAN 各国の大使とワシントンで会談し、米国と ASEAN との間の戦略的パートナーシップについて協議を行うとともに、米国は ASEAN の中心性にコミットしていくことを再確認した旨発表しました。同会談では米国が引き続き ASEAN 諸国の新型コロナウイルス対策を支援していくことや、東南アジアの地域問題に対処するためのパートナーシップなどについても協議が行われたとしています。さらに、同国務副長官は、10月にバイデン大統領が発表した U.S.-ASEAN Futures イニシアチブに対する1億ドル以上の拠出の意図表明は、自由で開かれたインド太平洋を維持する上で ASEAN が中心的な役割を果たしていることに深くコミットしていることを示すものである旨述べたとしています。¹⁹

12月7日 民主主義のためのサミットに関する事前記者会見

国務省は、バイデン大統領が主催者となり開催する民主主義のためのサミットを前に記者会見を行いました。オンラインで行われる本サミットには100人以上の世界各地のリーダーおよび数百名のジャーナリスト、政治活動家、法律家、慈善活動関係者などが参加する予定で、報道の規制や人権侵害など民主主義の後退が世界各地で見受けられる中、人々のより良い生活を実現するため、安定した公平な民主主義の重要性の再確認を目的としています。質疑応答で記者が本サミットに中国とロシアの関係者が招待されていないことを挙げ、事実上参加者が米国側か中国側のどちらにつくのか選択を迫られる恐れがあると指摘したところ、国務省関係者は、本サミットは参加者にそのような選択をさせる目的や意図はない旨述べました。²⁰

12月8日 ブリンケン国務長官の英国、インドネシア、マレーシア、タイ、ハワイ訪問に関する事前ブリーフィング

国務省は、ブリンケン国務長官の外交日程について記者へのブリーフィングを行いました。同ブリーフィングでは、ブリンケン国務長官は G7 外務・開発担当閣僚会合のため英国・リバプールを訪問した後、インドネシア、マレーシア、タイの東南アジア諸国を訪問する

¹⁷ <https://www.state.gov/eu-u-s-joint-press-release-by-the-eeas-and-department-of-state-on-the-high-level-consultations-on-the-indo-pacific/>

¹⁸ <https://www.state.gov/briefing-with-senior-state-department-official-on-the-seventh-round-of-the-jcpoa-talks/>

¹⁹ <https://www.state.gov/deputy-secretary-shermans-meeting-with-the-asean-committee-washington/>

²⁰ <https://www.state.gov/under-secretary-for-civilian-security-democracy-and-human-rights-uzra-zeva-on-the-upcoming-summit-for-democracy/>

予定である旨公表しました。G7閣僚会合では経済、医療、安全保障、インド太平洋地域の経済成長などについて、東南アジア諸国では安全保障、経済、医療、環境問題、民主主義、人権問題などについて協議が予定されており、安全保障に関しては特に南シナ海における中国の強圧的な姿勢に対する安全保障のためのインフラ強化を中心に協議を行うとしています。国務省関係者は質疑応答で、米国の経済および安全保障はインド太平洋地域に強く結びついていることを挙げ、サプライチェーン対策や貿易政策などを網羅するインド太平洋地域での経済枠組みの構築を地域の諸国と目指していることを述べ、訪問先では米国か中国のいずれかを選択させる意図はないと説明しました。また、米国が北京冬季オリンピックに外交団など政府代表を派遣しないこととしたのは、新疆ウイグル自治区におけるジェノサイドやその他の人権侵害を踏まえて行われた決定であって、同盟国やパートナー諸国にも事前通報している旨述べました。²¹

12月9日 ニカラグアの台湾との断交について

国務省は、ニカラグアのオルテガ政権による台湾との外交関係の断交の発表を受け、ダニエル・オルテガ氏の再選を決定した11月7日の大統領選挙の投票は不正が行われ、台湾との断交はニカラグア国民の民意を反映しないものである旨述べました。また、西半球諸国と台湾の外交関係は、西半球諸国の市民に経済および安全保障上の便益をもたらすものであり、民主制度、透明性、法の支配、経済発展促進の価値を評価する諸国家に台湾との関係を拡大することを勧めると述べました。²²

12月10日 人権侵害および汚職に関与している個人の指定

国務省は、重大な人権侵害や著しい汚職に関与している確かな根拠がある外国政府の高官および近親者を指定し、米国への入国を禁止することができる「Department of State, Foreign Operations, and Related Programs Appropriation Act, 2021」の第7031条(c)に基づき、新たに12人を指定したと公表しました。指定された12人のうち、4人が中国籍で、新疆ウイグル自治区でウイグル民族やその他民族の強制収容などの人権侵害に関わったとして現役および元中国共産党政治家のショハラト・ザキル氏、エルキン・トゥニヤズ氏、胡联合（Hu Lianh）氏、陳明國（Chen Mingguo）氏が指定されました。²³

12月11日 ブリンケン国務長官の林芳正外相との会談

国務省は、ブリンケン国務長官がG7外務・開発大臣会合が行われている英国・リバプールで日本の林芳正外相と会談し、日米同盟関係が、インド太平洋の平和、安全、繁栄を促進する上で、極めて重要であることを再確認するとともに、地域および世界の課題に取り組む上でASEAN諸国の役割が重要であることについても認識を共にした旨公表しました。²⁴

12月11日 ブリンケン国務長官のペイン豪外相との会談

国務省は、ブリンケン国務長官がG7外務・開発大臣会合開催中の英国・リバプールでオーストラリアのマリーズ・ペイン外相と会談し、9月に首都ワシントンDCで開催された豪米閣僚会議（AUSMIN）の議題でもあった、インド太平洋の平和と繁栄の促進に向け両

²¹ <https://www.state.gov/assistant-secretary-for-east-asian-and-pacific-affairs-daniel-j-kritenbrink-and-senior-official-for-international-organizational-affairs-erica-barks-ruggles-on-the-secretarys-upcoming-travel/>

²² <https://www.state.gov/nicaraguas-breaking-of-diplomatic-relations-with-taiwan/>

²³ <https://www.state.gov/the-united-states-promotes-accountability-for-human-rights-violations-and-abuses/>

²⁴ <https://www.state.gov/secretary-blinkens-meeting-with-japanese-foreign-minister-hayashi/>

国が継続的に努力すること、台湾が世界の保健促進に向け重要な貢献をしていること、台湾海峡の平和的解決を支援していくことなどについて協議を行った旨公表しました。²⁵

12月13日 ブリンケン国務長官のインドネシア大統領との会談

国務省は、ブリンケン国務長官がインドネシア・ジャカルタで同国のジョコ・ウィドド大統領と会談し、同会談で、ブリンケン国務長官から、インドネシアが世界第3位の規模を持つ民主主義国として、また、ルールに基づく国際秩序を推進している国家として、インド太平洋地域で指導力を発揮することを支援する旨述べたと公表しました。²⁶

12月14日 ブリンケン国務長官による「自由で開かれたインド太平洋地域」のスピーチ

国務省は、ブリンケン国務長官がインドネシア大学で行った「自由で開かれたインド太平洋」と題するスピーチ全文を公開しました。同スピーチの中で、同長官は米国が提唱している「自由で開かれたインド太平洋」の意義につき説明をし、アジア太平洋の秩序をルールで維持することは、いかなる国の活動をも阻止しようとするものではなく、地域諸国を他国の圧力や脅しから守るものである、などと述べました。²⁷

12月14日 ブリンケン国務長官のインドネシア・Kompas TVのインタビュー

国務省は、ブリンケン国務長官のインドネシア・Kompas TVとのインタビューの内容を公開しました。同インタビューで、記者より米中貿易戦争が懸念されているが、バイデン政権は米中関係についてどのように受け止めているのか。米国は中国の経済や技術の進歩を脅威と受け止めているのか、との問いに対し、ブリンケン長官は、貿易や投資は、それが公正で同じルールに基づき行われている限り、良いことであり、米国はそのことを重視している。もし、一部の国が同じルールで競争をしていないのであれば、それについて他国と一緒に何らかの措置をとることは重要である。また、例えばインフラなどを含め、投資活動については、透明性が確保され、腐敗がなく、最高の品質で、環境が守られ、また労働者も守られていることが重要である旨コメントしました。²⁸

12月14日 ブリンケン国務長官のインドネシア・IDN Timesのインタビュー

国務省は、ブリンケン国務長官のインドネシア・IDN Timesとのインタビューの内容を公開しました。IDN Timesの記者から、中国は、ブリンケン国務長官の東南アジア諸国への訪問、特にインドネシアへの訪問は、新たな冷戦をもたらすものであると受け止めていることにつき見解を求められたところ、同国務長官は、今回の訪問は中国対抗のためのものではなく、米国自身が太平洋国・インド太平洋国であり、米国の将来が、最も高い成長をしているこの地域と決定的につながっていることによるものであることから、この地域の諸国と関係を構築し、自由で開かれた地域を目指すためである旨述べました。また、インドネシアのナトゥナ海における掘削活動について中国政府が抗議の書簡をインドネシア政府に送付したこと、および米国とインドネシアの共同軍事訓練についても中国が抗議していることについて、中国にそのような対応を取る権限があるのかとの問いに対し、ブリンケン国務長官は、中国の主張は国際法に則ったものではないと述べました。さらに、両国は軍事的に対立することになるのかとの問いに対して、ブリンケン国務長官は、米国としては（中国と）対立するつもりは全くない。両国の間には見解の相違や競争があっても、

²⁵ <https://www.state.gov/secretary-blinkens-meeting-with-australian-foreign-minister-marise-payne/>

²⁶ <https://www.state.gov/secretary-blinkens-meeting-with-indonesian-president-joko-widodo/>

²⁷ <https://www.state.gov/a-free-and-open-indo-pacific/>

²⁸ <https://www.state.gov/secretary-antony-j-blinken-with-frisca-clarissa-of-kompas-tv/>

それが対立につながらないよう関係を管理していくのが両国の責任であり、このことは先般のバイデン・習会談でも述べられたことである旨コメントしました。²⁹

12月20日 G7外相による香港立法会選挙に関する共同声明

国務省は、G7外相による香港立法会選挙に関する共同声明を発表しました。同声明では、選挙の結果を受け G7 諸国は香港における民主主義制度の浸食を懸念し、特に 2021 年に導入された直接選挙による議席数の減少および候補者の制限などにより、「一国二制度」の体制が損なわれているとして、中国政府に対し、英中共同声明および香港特別行政区基本法に従い、香港における基本的人権やその他の諸権利を尊重するよう呼び掛けています。

³⁰

12月20日 香港立法会選挙に関する共同声明

新たな選挙制度の導入後初めて行われた香港立法会の選挙に関し、米国、オーストラリア、カナダ、ニュージーランド、英国の外相は共同声明を発表しました。同共同声明では、2021 年初めに導入された新選挙制度により、香港特別地区の民主的な制度が蝕まれており、また、国家安全法により、言論や集会の自由への制限が強化され、香港政府を支持しない組合、団体、人権擁護組織が排除され、さらに、報道の自由も制限されつつあることを懸念するなど述べています。³¹

12月20日 香港自治法に基づく報告書の議会提出について

国務省は、香港自治法に基づく報告書³²を米国議会に提出した旨公表しました。香港自治法では、国務長官が、中国政府の英中共同声明または香港特別行政区基本法の義務不履行に実質的に寄与した外国の者を特定し、議会に報告することを義務付けています。また、同報告書で特定された外国の者に対して、承知しつつ重要な取引を行った外国の金融機関に対しては、その米国内の資産凍結などを含むさまざまな制裁措置の対象となり得ます。今回の報告書では、新たに 5 人の香港政府関係者が特定されました。³³

12月20日 チベット調整官のゼヤ国務次官の任命

国務省は、ブリンケン国務長官が文民保安・民主主義・人権担当のウズラ・ゼヤ国務次官をチベット問題担当特別調整官に任命したと発表しました。国務省の発表によると、ゼヤ氏は、中国とダライ・ラマ 14 世の対話の促進、チベット民族の人権や文化遺産などの保護、中国政府の脅迫対象となっているチベット難民への支援などに携わることになる模様です。

³⁴

12月23日 「ウイグル強制労働防止法」成立に際してのステートメント

国務省は、バイデン大統領が、新疆ウイグル自治区で強制労働により製造された製品などの米国への輸入を実質的に排除する「ウイグル強制労働防止法」に署名したことを踏まえ、国務長官のステートメントを公表しました。同ステートメントでは、強制労働問題への対

²⁹ <https://www.state.gov/secretary-antony-j-blinken-with-santi-dewi-of-idn-times/>

³⁰ <https://www.state.gov/g7-foreign-ministers-statement-on-hong-kong-legislative-council-elections/>

³¹ <https://www.state.gov/joint-statement-on-hong-kong-legislative-council-elections/>

³² 同報告書へのリンクは次のとおりです。 <https://www.state.gov/december-2021-update-to-report-on-identification-of-foreign-persons-involved-in-the-erosion-of-the-obligations-of-china-under-the-joint-declaration-or-the-basic-law/>

³³ <https://www.state.gov/hong-kong-autonomy-act-report-to-congress/>

<https://www.state.gov/hong-kong-autonomy-act-report-to-congress/>

³⁴ <https://www.state.gov/designation-of-under-secretary-uzra-zeya-as-the-u-s-special-coordinator-for-tibetan-issues/>

処はバイデン政権の優先事項であり、これまでも新疆ウイグル自治区での問題の責任追及のためにさまざまな措置を講じてきており、今後とも強制労働をさせられている者の自由と尊厳が回復されるよう、あらゆる手段を講じていく旨述べています。また、同ステートメントでは中国政府に対し、ウイグル族や他の少数民族へのジェノサイドおよび人権侵害を直ちに停止するよう呼び掛けています。³⁵

12月29日 「立場新聞」の家宅捜査および関係者の逮捕について

国務省は、香港当局が香港の自由・独立系メディア「立場新聞」を家宅捜査し、同新聞幹部7人を逮捕したことを受け、声明文を発表しました。同声明文では、中国および香港当局に対し、自由で独立したメディアを標的にするのを直ちに止め、不当に拘束された個人を釈放するよう求めました。また、報道の自由を含む表現の自由などが、金融や貿易などの中心地として香港の位置を支えてきたものであり、それを制限することは香港の信用力と活力を損なうことになるとしています。³⁶

C. 商務省 (Department of Commerce) ³⁷

12月1日 マイクロエレクトロニクスに関する産業諮問委員会の設立

商務省は、マイクロエレクトロニクスの研究、開発、製造、政策に関して政府への助言を担うハイレベルの産業諮問委員会 (Industrial Advisory Committee) の設立を発表しました。同発表文では、マイクロエレクトロニクスは人工知能、自動運転、5G、量子コンピューターなどの技術に欠かせず、同委員会の設立は米国がマイクロエレクトロニクスのリーダーであり続けるために必要であり、次世代のマイクロエレクトロニクスの設計、開発、製造には規格、材料、計測、試験、および製造能力の向上が必要であることを認識し、同委員会からの助言に期待するとしています。同委員会は2021年度の国防授權法に基づいて設立されるもので、国立標準技術研究所 (NIST) がその運営を支援するとされています。同委員会のメンバーを公募するため、11月30日の官報で公告が行われました。³⁸

12月6日 レモンド商務長官と台湾の王美花経済部長の電話会談

商務省は米国在台湾協会 (AIT) と台北経済文化代表処 (TECRO) の手配により、レモンド商務長官と台湾の王美花 (Wang Mei-hua) 経済部長が電話会談を行った旨発表しました。米国と台湾の長期にわたる強固な商業・投資関係を踏まえ、AIT と TECRO は、米商務省国際貿易局 (ITA) と台湾經濟部国際貿易局 (BOFT) と連携して、技術貿易と投資に関する協力の枠組み「Technology Trade and Investment Collaboration」を通じて ITA と台湾当局間で商業計画の策定およびサプライチェーン強化のための措置を検討していくこととなった旨公表されました。³⁹

12月16日 「エンティティ・リスト」に37社の中国企業を追加

商務省は、実質的に米国原産品目の禁輸対象者リストとして機能している「エンティティ・リスト (EL)」に37社の中国企業を追加したと発表しました。37社には Academy of Military Medical Sciences など中国人民解放軍にバイオテクノロジー関連の機器や技術

³⁵ <https://www.state.gov/the-signing-of-the-uyghur-forced-labor-prevention-act/>

³⁶ <https://www.state.gov/stand-news-arrests-and-closure/>

³⁷ <https://www.commerce.gov/>

³⁸ <https://www.commerce.gov/news/press-releases/2021/12/department-commerce-establishes-industrial-advisory-committee>
<https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2021-11-30/pdf/2021-25986.pdf>

³⁹ <https://www.commerce.gov/news/press-releases/2021/12/secretary-commerce-gina-m-raimondo-holds-introductory-call-taiwan>

を提供している機関が含まれています。EL に掲載された組織に対して、米輸出管理規則（EAR）の対象品目を輸出、再輸出、国内移転などする際には、米商務省産業安全保障局（BIS）から事前に許可を得ることが義務付けられています。⁴⁰

12月22日 2021年の成果および2022年に向けて

商務省は、2021年1月発足以降のバイデン政権の主な成果に関するプレスリリースを発表しました。同プレスリリースでは、米国の半導体製造能力の向上に係る取り組み、インド太平洋地域の経済枠組みに関する関係諸国との対話などを挙げています。さらに2022年には、EUやインド太平洋の同盟国と新技術の研究開発およびサプライチェーンの強化に向けての協力を努めるとともに、中国政府の軍民融合戦略、人権侵害、不公正に市場を歪める産業政策などに対処し、米国企業が公平で知的財産が保護される市場を確保するように中国政府に求めていくことなどに優先的に取り組んでいくとしています。⁴¹

1. 産業安全保障局（Bureau of Industry and Security）⁴²

12月9日 カンボジアへの輸出制限について

産業安全保障局（BIS）は、カンボジアにおける中国の軍事的影響力が地域の安全保障を損ない脅威となっていることや、カンボジア政府による汚職や人権侵害が拡大していることを受け、輸出管理規則（EAR）を改正し、EAR対象品目のカンボジアへの輸出、再輸出、および国内移転の規制を強化する旨発表しました。また、国務省がカンボジアを武器禁輸国に指定したことを踏まえ、それに応じたEARの改正も行われました。⁴³

D. 司法省（Department of Justice）

12月21日 中国系米国人の元海軍隊員による輸出管理法違反

司法省は、中国系米国人の元米海軍船員が海軍在籍中、配偶者と共謀し、自らの職責を乱用し、輸出規制の対象となっている機微な軍用機器を不正に入手し中国に輸出していたことを認めたことから、同元海軍船員に30カ月の禁固刑と2万ドルの罰金の支払いが命じられた旨公表しました。司法省のプレスリリースによれば、元隊員は過去に海軍の兵站の部に配属されていた際、自らの名義で機微な機器を注文し、それを配偶者が運営するウェブサイト上で販売し、中国に輸出していたとしています。配偶者は2019年9月に有罪を認め、46カ月の禁固刑を命じられています。⁴⁴

E. 財務省（Department of the Treasury）⁴⁵

12月3日 米国の主要貿易相手国のマクロ経済および外国為替政策に係る報告書を発表

⁴⁰ <https://www.commerce.gov/news/press-releases/2021/12/commerce-acts-deter-misuse-biotechnology-other-us-technologies-peoples>

⁴¹ <https://www.commerce.gov/news/press-releases/2021/12/us-secretary-commerce-gina-m-raimondo-highlights-key-2021-departmental>

⁴² <https://www.bis.doc.gov/>

⁴³ <https://www.commerce.gov/news/press-releases/2021/12/commerce-adds-export-controls-cambodia-address-corruption-human-rights>

⁴⁴ <https://www.justice.gov/usao-sdca/pr/former-us-navy-sailor-sentenced-25-years-selling-export-controlled-military-equipment>

⁴⁵ <https://home.treasury.gov/>

財務省は、米国の主要貿易相手国のマクロ経済および外国為替政策に係る半期報告書を公表しました。⁴⁶ 同報告書では、2021年6月までの4四半期につき、米国の財・サービスの対外貿易の80%以上を占める主要貿易相手国の政策を検証・評価しています。この中で、中国が為替介入に係るデータを公表しておらず、為替相場メカニズムに係る透明性を著しく欠いているため、主要経済国の中で異質な存在となっており、財務省としては今後中国の国有銀行の為替活動を注意深く監視する必要があるとしています。

1. 外国資産管理局 (Office of Foreign Assets Control) ⁴⁷

12月10日 国際人権デーに深刻な人権侵害の加害者に対する制裁を発動

国際人権デーに外国資産管理局 (OFAC) は、大統領令 (EO 13818) などに基づき、新疆ウイグル自治区やバングラディシュ、北朝鮮、ミャンマーなどにおいて人権の侵害および抑圧に関与している者として、15人の個人と10の団体を資産凍結などの制裁対象者に指定しました。⁴⁸ また、これとは別に、OFACは、大統領令 (EO 13959) などに基づき、中国経済の監視技術部門に関連する企業1社 (SenseTime Group Limited) を指定し、米国人 (U.S. person) が同社の上場証券を売買することを禁止しました。

12月16日 中国のテック企業8社を同国の軍産複合体に指定

OFACは、(中国人民解放軍と密接な関係を有していると特定された中国企業の上場証券を売買することを禁止している) 大統領令 (EO 13959 など) に基づき、中国のテック企業8社を軍産複合体企業に特定しました。⁴⁹ これら8社は、中国国内の民族的・宗教的少数派 (特に新疆ウイグル自治区におけるイスラム教徒などの少数派) に対する生体認証による監視・追跡を支援しているとしています。この措置により、これら8社は、OFACが取りまとめている Non-SDN Chinese Military-Industrial Complex Companies List (NS-CMIC リスト) に掲載されました。米国人 (U.S. person) は NS-CMIC リストに掲載されている企業の上場株式などの売買などを行うことが禁止されています。

F. 米国通商代表部 (Office of the United States Trade Representative) ⁵⁰

12月7日 タイ USTR 代表と英国のトレビリアン国際貿易相との会談

米国通商代表部 (USTR) は、キャサリン・タイ代表が英国のアン・マリー・トレビリアン国際貿易相と会談し、両国が共通に直面している、中国を含む非市場的な政策や慣行を維持している諸国がもたらしている課題に取り組むための協力などについて協議が行われた旨発表しました。⁵¹

⁴⁶ <https://home.treasury.gov/news/press-releases/jy0513>

レポート本文: <https://home.treasury.gov/system/files/206/December-2021-FXR-FINAL.pdf>

⁴⁷ <https://home.treasury.gov/policy-issues/office-of-foreign-assets-control-sanctions-programs-and-information>

⁴⁸ <https://home.treasury.gov/news/press-releases/jy0526>

指定の詳細について: <https://home.treasury.gov/policy-issues/financial-sanctions/recent-actions/20211210>

⁴⁹ <https://home.treasury.gov/news/press-releases/jy0538>

⁵⁰ <https://ustr.gov/>

⁵¹ <https://ustr.gov/about-us/policy-offices/press-office/press-releases/2021/december/readout-ambassador-tais-meeting-united-kingdom-secretary-state-international-trade-anne-marie>

12月9日 タイ USTR 代表とノルウェー・ウィットフェルト外相との会談

USTR は、タイ代表がノルウェーのアンニケン・ウィットフェルト外相と会談し、世界貿易機関（WTO）が直面している課題の解決に向けた進展が見られることが重要であること、また、米国とノルウェーが WTO を一般の人々のニーズに沿った機関にするため、いかに協力していくことが可能なかなどについて協議を行ったと発表しました。⁵² また、会談では、米ノルウェー両国が直面している、中国の非市場的な政策や慣行がもたらしている課題についても協議をし、引き続き連絡を取り合うこととなったとしています。

12月16日 タイ USTR 代表のウイグル強制労働防止法案の可決に関する声明

タイ USTR 代表は、米議会上下両院でウイグル強制労働防止法案が可決されたことを踏まえ、声明を発表しました。同声明でタイ代表は、同法案は人間の尊厳を守り、強制労働との戦いを主導していくという米国の強い決意を象徴するものであり、中国の新疆ウイグル自治区などを経由するグローバル・サプライチェーンから強制労働の慣行を排除することは、道義的・経済的義務である旨述べました。⁵³

G. 国土安全保障省（Department of Homeland Security）⁵⁴

1. 米税関国境保護局（U.S. Customs and Border Protection）⁵⁵

12月20日 宝飾品およびスカーフの偽装品の押収

税関国境保護局（CBP）は、オハイオ州シンシナティの税関で、中国から到着した 1,830 点の偽装宝飾品およびスカーフを押収しました。当該商品は、エルメスやシャネルなどの高級デザイナーブランドの偽装品とされており、仮にこれらが本物であれば総額 3 百万ドル以上となると公表しました。⁵⁶

H. 国防総省（Department of Defense）⁵⁷

12月4日 米軍の今後の中国との取り組みについて

ロイド・オースティン国防長官は、レーガン国防フォーラムでの講演の中で、急速に軍事力を強化しつつある中国への米軍の対応姿勢に言及し、中国は国の総力を挙げて、第二次世界大戦後の世界の成長を支えてきた国際ルールに基づく世界秩序を変えようとしている。中国人民解放軍は、攻撃能力、空力、対潜能力やミサイル防衛力を急速に高めつつあり、また、全世界的に展開する能力も高めつつあるが、米国は、「総合的抑止力（integrated deterrence）」の考えを基軸に、米政府が総合的に中国の挑戦に対処し、ま

⁵² <https://ustr.gov/about-us/policy-offices/press-office/press-releases/2021/december/readout-ambassador-katherine-tais-meeting-norways-minister-foreign-affairs-anniken-huitfeldt>

⁵³ <https://ustr.gov/about-us/policy-offices/press-office/press-releases/2021/december/statement-ambassador-katherine-tai-passage-uyghur-forced-labor-prevention-act>

⁵⁴ <https://www.dhs.gov/>

⁵⁵ <https://www.cbp.gov/>

⁵⁶ <https://www.cbp.gov/newsroom/local-media-release/cincinnati-cbp-seize-fake-jewelry-and-scarves-worth-over-3-million>

⁵⁷ <https://www.defense.gov/>

た、同盟国やパートナー諸国との協力を強化し、自信を持って競争に対応していく旨述べました。⁵⁸

12月7日 米陸軍および海兵隊幹部の中国がもたらす脅威に関するコメント

クリスティン・ウォームス米陸軍長官とデイビッド・バーガー米海兵隊総司令官は、カリフォルニア州シミバレーで行われたレーガン国防フォーラムで、現在の対中関係上の懸念について発言しました。ウォームス長官は、中国によるサイバー攻撃と台湾侵攻を挙げ、バーガー総司令官は、現場での指揮官などのミスが原因となり、予期せず武力衝突に発展する可能性を懸念している旨述べました。また、米陸軍は近年、「治安部隊援護旅団 (Security Force Assistance Brigade (SFAB))」という、同盟国の訓練や作戦を支援する部隊を設立しており、ウォームス長官によると、SFABやミサイル兵器（長距離攻撃用）、ハイパーソニック兵器（中距離攻撃用）を通じ、陸軍には多種多様な側面から、有事の際に中国に対応する手段がある旨コメントしました。⁵⁹

12月7日 米軍による今後の台湾支援に関するオースティン国防長官の発言

オースティン国防長官は、Defense One⁶⁰のシンポジウムで、米国は、今後の国防に当たっては、「総合的抑止力 (integrated deterrence)」の強化を基本姿勢とし、既存の防衛技術だけでなく、サイバー、宇宙空間および深海などにおいても能力を高めていく旨述べました。台湾については、基本的に台湾関係法に従って、台湾が自ら防衛できるよう、米国は支援を続けていき、現状を一方的に変えようとする事は容認できず、外交的に問題を解決するようまず努力すべきである旨述べました。⁶¹

12月8日 米国の対台湾政策について

イーライ・ラトナー インド国防次官補（インド太平洋安全保障担当）は、米議会上院の外交委員会で、米国の台湾との関係に関する基本姿勢について証言しました。この中で、同次官補は、「中国は台湾との平和的統一を望むと述べているが、北京の指導者達はこれまで軍事進攻はしないと一度も述べてはいない。中国は、外部の第三国による介入を阻止などしながら、武力により台湾を統一しようとする事態に備えている可能性が高い」旨述べました。このような状況下で「中国は今後とも軍事力の現代化を進めていくものと思われるが、台湾は、米国やその他の民主主義国とのパートナーシップの強化と台湾自身の防衛能力によって、中国を抑止していくことは可能である。台湾の自衛力を強化することが、抑止の観点から重要である」旨述べました。⁶²

I. 証券取引委員会 (Securities and Exchange Commission) ⁶³

12月2日 外国企業説明責任法における開示・提出義務に関する最終行政規則を採択

⁵⁸ <https://www.defense.gov/News/News-Stories/Article/Article/2861926/austin-tells-reagan-forum-how-us-will-take-on-challenge-of-china/>

⁵⁹ <https://www.defense.gov/News/News-Stories/Article/Article/2864536/army-marine-corps-leaders-discuss-deterring-chinas-military-menace/>

⁶⁰ Defense One は 2013 年に設立された米国の国防・安全保障に関する米政府の広報機関です。
<https://www.defenseone.com/about/?oref=d1-footer>

⁶¹ <https://www.defense.gov/News/News-Stories/Article/Article/2864875/austin-discusses-china-russia-american-public-survey-on-military-at-defense-one/>

⁶² <https://www.defense.gov/News/News-Stories/Article/Article/2867003/testimony-dod-is-laser-focused-on-china-pacing-challenge-meeting-our-commitment/>

⁶³ <https://www.sec.gov/>

証券取引委員会（SEC）は、外国企業説明責任法（Holding Foreign Companies Accountable Act（HFCAA））の開示・提出義務に関する行政規則の最終改正内容を公告しました。⁶⁴ 米国証券取引所に上場している有価証券の発行者は、米国証券法の登録・報告義務に関する規則を順守する必要があるところ、この規則の一環として、毎年 SEC に対して監査済みの財務諸表を提出することが義務付けられています。これらの財務諸表の監査人は、米国の監査人であれ、米国外の監査人であれ、米国の公開会社会計監視委員会（PCAOB）に登録し、同委員会の検査・調査を受けることとなります。何らかの理由で発行体の財務諸表の監査人を検査・調査できない場合、SEC は、当該発行体を、「委員会指定企業（Commission-Identified Issuers）」に指定します。HFCAA の規則に係る今回の最終改正規則では、「委員会指定企業」に対して、自らの起用した会計事務所が所在する国の政府機関によって、自らが所有または支配されていないことを証明する書類を SEC に提出することを義務付けています。今回採択された最終規則は、明示的には中国の国名に言及していませんが、米国証券取引所に上場する中国企業の中国政府・中国共産党との関係につき開示を義務付けることを意図したものと理解されています。

II. 米連邦議会

A. 主要な法案などの動き（公聴会などでの動きを含む）

12月23日 新疆ウイグル自治区での強制労働などに対する制裁を強化する法案の成立

強制労働などにより製造などされた物品などの輸入を実質的に禁止している「1930年関税法」307条に関し、米税関当局が、中国の新疆ウイグル地区からの輸入品などについては、その法執行を強化することを指示するとともに、新疆ウイグル自治区での人権侵害行為に関与している責任者に対して制裁措置を科すために制定されている「2020年ウイグル人権政策法」の一部を修正し、その適用範囲を拡大するための法案（H.R. 6256）が12月16日に上下両院にて可決され、2021年12月23日に大統領の署名をもって成立しました。⁶⁵ 本法により、以下の2つの側面から、新疆ウイグル自治区での強制労働などに対する米国の制裁措置が強化されることとなります。

(i) 1930年関税法307条では、強制労働などによりその一部または全部が採鉱、生産、または製造されている合理的な疑い（reasonable suspicion）がある物品などについては米国への輸入を認めない旨規定されているところ、H.R. 6256の成立により、税関当局がこの条項を執行するに当たり、新疆ウイグル自治区で生産などされた物品または（新疆ウイグルの強制労働に関与しているものとして特定された者などの）リストに掲載されている組織により生産された物品については、原則として強制労働により生産などされたものと推定され、反証が示されない限り、米国への輸入が禁止されることとなります。

(ii) 2020年ウイグル人権政策法（Uyghur Human Rights Policy Act of 2020）は、米大統領が、拷問などの特定の行為に責任を有する者を特定した対議会報告書を毎年作成し、同報告書に記載された者に対して、資産凍結（SDN指定）や米国への入国禁止などの制裁を科すことを義務付けているところ、H.R. 6256の成立により、大統領が制裁対象者として特定可能な行為に、「強制労働に関する深刻な人権の侵害行為」が追加されました。

⁶⁴ <https://www.sec.gov/news/press-release/2021-250>

⁶⁵ <https://www.congress.gov/bill/117th-congress/house-bill/6256>

なお、H.R. 6256のテキストは以下のリンクから取得可能：

<https://www.congress.gov/117/bills/hr6256/BILLS-117hr6256eh.pdf>

B. 連邦議会調査局 (Congressional Research Service) ⁶⁶

12月9日 デジタル貿易と米国の貿易政策に関する報告書

連邦議会調査局 (CRS) は、近年のデジタル貿易の急増に伴い、米国の最大貿易相手である欧州および中国で米国企業が直面する貿易障壁について報告書を発表しました。同報告書では、中国で急拡大しているデジタル市場は米国企業にとってビジネスの機会をもたらしているが、多くの非関税障壁が存在すると指摘し、特にデータ取引に適用されるデータ安全法、中国内外で中国国内の個人情報の収集に適用される個人情報保護法、重要情報インフラの運用者によるデータ取引に適用されるサイバーセキュリティー法などによる各種規制を挙げています。同報告書では、さらに、中国内の知的財産の侵害行為や強制移転も障壁となっており、トランプ政権が中国と合意した第1段階の経済・貿易協定では、知的財産権問題に関する中国側のコミットメントが不十分であると指摘する者が多く、この点については、第2段階の合意で協議することが期待されているが、まだ、交渉の見通しは立っていない旨伝えていきます。⁶⁷

12月10日 中国の最近の貿易措置および対抗策、および、それに対して米議会が取り組むべき課題に関する報告書

CRS は、最近の中国による中国内外の商業活動を管理しようとするさまざまな措置に関する報告書を取りまとめました。特に2020年以降、中国政府は、経済制裁、輸出管理、外資規制に関するさまざまな国内法を整備しつつあり、これらの措置は、中国が経済、技術分野、軍事などの分野で世界の指導的地位に就き、また、サプライチェーンを支配しようとする動きを示唆している旨報告しています。さらに、同報告書では、米議会は、このような中国の動きが米国に与える影響を検討し、追加的な対中国措置のための立法などの必要性につき検討すべきである旨指摘しています。⁶⁸

12月14日 中国の中南米およびカリブ海諸国への関与に関する資料

CRS は、中国が近年、中南米およびカリブ海諸国への関与を深めていることについて取りまとめた資料を公表しました。同資料では、中国が2001年以降、これらの地域と外交面、経済面を含む幅広い関与を深めており、新型コロナウイルスの対応ではワクチン供給でさらに関係の強化に努め、国際社会での中国への支持を得ようとしていると説明しています。同資料ではさらに、このような中国の動きに対する米国内の懸念も高まりつつあり、米議会には、米州開発銀行 (IDB) への増資、米国のこれらの地域との貿易関係強化、これらの地域での中国の活動などに関する調査・分析報告の取りまとめなどを求める法案 (S.1260) や、米国のこれらの地域との関係強化を図る法案 (H.R.3524) が審議されていると伝えていきます。⁶⁹

12月15日 1930年関税法 307条に関する背景資料

CRS は、強制労働および児童労働がその生産に関わっている製品の米国への輸入を禁止している1930年関税法 307条に関する背景資料を公表しました。関税法 307条では、米国に輸入されようとする製品などの一部または全部が強制労働によって生産されたと判断し得る理由 (reason to believe) がある場合、税関国境保護局 (CBP) はそのような製品を調査し、「断定はできないにせよ、強制労働が使用されたことが合理的に示される (reasonably but not conclusively indicates)」場合、対象製品の輸入を差し止める違反商品保留命令 (WRO) を発令することができます。同報告書では、307条に基づく CBP

⁶⁶ <https://crsreports.congress.gov/>

⁶⁷ <https://crsreports.congress.gov/product/pdf/R/R44565>

⁶⁸ <https://crsreports.congress.gov/product/pdf/R/R46915>

⁶⁹ <https://crsreports.congress.gov/product/pdf/IF/IF10982>

の法執行の基準が不明確であることや、CBP の法執体制が十分に整っていないとの懸念が関係者より表明されていることを紹介しています。また、1990 年以来発令された WRO のうち全体の 65% (44 件) が中国からの輸入品であったが、米中間で 1992 年に囚人労働が用いられた製品の輸入制限について協議され、また 1994 年には両国間の了解覚書が締結されて以降、WRO の発行は減少傾向にあったと説明しています。その後、2016 年ごろになって新疆ウイグル自治区における強制労働の問題が注目され、議会内でも関税法 307 条改正の動きが高まり、2021 年 1 月には、新疆ウイグル自治区（および当該地区と関係のある生産者など）から輸入された製品につき、CBP は原則として強制労働を用いられて製造されたと推定し法執行を行うことを義務付ける法改正が行われたと報告しています。⁷⁰

C. 米中経済および安全保障審査委員会 (U.S.-China Economic and Security Review Commission) ⁷¹

12 月 16 日 11～12 月期の Trade Bulletin の発表

米中経済および安全保障審査委員会 (USCC) は、米中間の経済活動の内容を取りまとめた、11～12 月期の Trade Bulletin を公表しました。⁷²

III. 米産業界、産業・経済団体など

A. 全米製造業協会 (National Association of Manufacturers) ⁷³

12 月 9 日 新疆ウイグル自治区での強制労働などに対する制裁を強化する法支援に係る意思表示

米議会下院が「ウイグル強制労働防止法案」を可決したことを受けて、全米製造業協会 (NAM) のエイリック・ニューハウス上級副会長は、「(米国の) 製造業者は中国および世界におけるあらゆる形態の強制労働を非難し、強制労働によって生産された物品が米国に持ち込まれないことを確保するための法案を議会が制定することを全面的に支持する」旨の声明を公表しました。⁷⁴

B. 国防産業協会 (National Defense Industrial Association) ⁷⁵

12 月 6 日 米国が人材確保に向けた政策を推進することを求める論説

国防産業協会 (NDIA) は、その広報誌「National Defense」の編集者の見解として、米国が人材確保に向けた政策を推進すべきと主張する論説を公表しました。同論説では、中国人民解放軍は技術者などの人材を囲い込み、米国の研究開発能力を低下させようとする人材獲得戦を展開していることを伝えています。中国はまた、新興技術分野で世界を主導していくために、技術そのものより技術者の確保に動いていると指摘しています。同時に

⁷⁰ <https://crsreports.congress.gov/product/pdf/IF/IF11360>

⁷¹ <https://www.uscc.gov/>

⁷² <https://www.uscc.gov/trade-bulletins/november-december-2021-trade-bulletin>

⁷³ <https://www.nam.org/>

⁷⁴ <https://www.nam.org/a-helicopter-mechanics-manufacturing-career-takes-off-15863/?stream=news-insights>

⁷⁵ <https://www.ndia.org/>

同論説では、中国政府が優秀な技術者にいくら高額な対価を支払っても、中国外の諸国の方が研究環境、生活環境の面において優れており、米国や同盟国が優位に立っているとしています。同時に、米国政府が優秀な留学生や研究者を米国内にとどめるために、奨学金や永住権の取得要件緩和などのインセンティブを提供していくことが必要である旨述べています。⁷⁶

12月7日 QUAD（日米豪印戦略対話）に関する特集記事

NDIA は、4 部にわたる QUAD（日米豪印戦略対話）に関する特集記事をウェブ上に掲載しました。同記事は、中国が莫大な財源を用いて、急ペースで軍民両用の新興技術の開発を行っており、技術面で米国を猛追していることに懸念を示しています。しかし、中国と異なり、米国には同盟国や友好的なパートナー諸国が存在することを挙げ、インド太平洋地域での覇権を目指す中国をけん制するには、同盟国間で武器を含む技術の共同開発、武器の輸出入管理のための法整備などを通じて、「防衛技術同盟（Defense Tech Alliance）」を構築することが必要であると述べています。⁷⁷

C. 半導体産業協会（Semiconductor Industry Association）⁷⁸

12月1日 国内半導体産業の強化を求める書簡を議会に提出

半導体産業協会（SIA）は、米国の半導体、自動車、医療機器、ハイテク産業、通信機器の産業で事業を行っている 59 社の最高経営責任者（CEO）が、米国内の半導体の研究、設計、製造を強化するための CHIPS for America Act の予算確保、および、（設計・製造に関しても税額控除を認める内容の）より充実した FABS Act を早期に制定することを求める書簡を連邦議会指導部に送付したことにつき、全面的に支援をする旨のプレスリリースを発表しました。同書簡では、世界的な半導体不足が続く中、米国が半導体生産とイノベーションの拠点となり、米国経済、安全保障、およびサプライチェーンの強化に向けた CHIPS 法および FABS 法を早期に制定することを議会に求めています。⁷⁹

12月8日 半導体関連製品に対する 301 条関税の適用除外を求めるコメントの提出

米国が中国の不正貿易慣行に対する対抗措置として中国製品の輸入に対して課している米通商法 301 条に基づく追加関税について、半導体製品などを含む一部の品目については、その適用除外を認めていましたが、適用除外の時期が終了したことを踏まえ、USTR は、2021 年 10 月 8 日の官報公告で、適用除外を再び認めることの適否につき、パブリックコメントを求めています。

⁷⁶ <https://www.nationaldefensemagazine.org/articles/2021/12/6/us-should-win-a-war-for-talent-with-china>

⁷⁷ <https://www.nationaldefensemagazine.org/articles/2021/12/7/creating-a-defense-tech-alliance-to-stand-against-china>
<https://www.nationaldefensemagazine.org/articles/2021/12/8/us-japan-set-to-enhance-cooperation-on-military-rd>
<https://www.nationaldefensemagazine.org/articles/2021/12/9/india-manages-diverse-arms-sources-for-military-modernization>
<https://www.nationaldefensemagazine.org/articles/2021/12/10/us-australia-increasing-tech-transfer-to-take-on-china>

⁷⁸ <https://www.semiconductors.org/>

⁷⁹ <https://www.semiconductors.org/ceos-of-chip-auto-medical-device-tech-telecom-other-companies-call-on-congress-to-strengthen-u-s-semiconductor-research-design-manufacturing/>
書簡の内容は以下のリンクをご覧ください。 <https://www.semiconductors.org/wp-content/uploads/2021/12/CEO-letter-to-Congress-on-CHIPS-and-FABS.pdf>

SIA は、これに応えるかたちで、12月1日、USTR に対し、301 条に基づく半導体やその関連製品に対する追加関税は、現在の世界的な半導体供給不足の一因となっており、その結果として諸物価の高騰、自動車、電化製品、医療機器、その他の米国の産業製品や技術関連品の消費者や生産者に損害をもたらしているとして、特定の半導体および半導体関連製品につき、適用除外を復活させることを求めるコメントを提出しました。⁸⁰

IV. 米学会、シンクタンク、その他の団体・組織

A. ブルッキングス研究所 (The Brookings Institution)⁸¹ - John L. Thornton China Center⁸²

12月23日 米中技術競争に関する政策提言プロジェクト

ブルッキングス研究所は、中国の技術革新がその規模およびスピードの双方において、急速に進展していることが、米国の競争力や安全保障、さらにはその自由な価値観や国家統治にいかなる影響を及ぼすのかにつき検討し、政策的な観点からの提言を行うため、同研究所のさまざまな分野を専門とする13人の研究員が書面により意見交換を行うかたちで行ったプロジェクトの成果を公表しました。

同プロジェクトの結果、多様な見解が示されたものの、意見交換を通じて以下を含む共通の見解が示されたと報告しています。

- 中国の技術投資は、国家統治・社会管理、国際的影響力の強化、軍事力強化という明確な目標を目指して行われているのに対し、米国ではテクノロジー投資の目標が明確になっていない。
- 中国は、現在諸外国に、市民の監視や対抗勢力の抑圧を可能とする技術を積極的に輸出しているが、これを放置すれば、将来のこの分野における国際環境は中国が主導権を握ることになるので、これを回避するためには、米国とパートナー諸国が開発途上諸国のインフラ支援を強化したり、適切な国際基準などを構築していく必要がある。
- 最近の先端技術は、これまでの米国防省主導によるものではなく、民間企業や消費者の嗜好などが主導しているのが現実であることから、米政府は民間部門、学界、非政府部門との関係をより緊密にし、技術のもたらす課題に対処するとともに、他のパートナー諸国とも連携しつつ、共通の戦略目的を持って、輸出管理、技術基準・規格、投資政策などを進めていく必要がある。⁸³

12月27日 緊張が高まる中国と台湾の関係に関する論説

ブルッキングス研究所は、同研究所のシニアフェローであるライアン・ハス氏が中台関係につき、*Taipei Times* に投稿した論説を、同研究所のウェブサイトに掲載しました。同氏は、2021年を振り返り、インド太平洋における中国の影響力は米国に比し相対的に低下したが、中国は今後も国内の管理を強化しながらも成長を続けることは確かであり、中国の

⁸⁰ <https://www.semiconductors.org/sia-urges-elimination-of-harmful-section-301-tariffs/>
SIA のコメント全文は、以下のリンクをご覧ください。<https://www.semiconductors.org/wp-content/uploads/2021/12/SIA-Section-301-Product-Exclusions-Reinstatement-Request-FINAL-12011.pdf>

⁸¹ <https://www.brookings.edu>

⁸² <https://www.brookings.edu/center/john-l-thornton-china-center/>

⁸³ <https://www.brookings.edu/essay/u-s-china-technology-competition/>

台湾に向けた（反中国派に対するネガティブキャンペーンなどの工作運動などによる）影響力の行使は、2024年の台湾総統選を念頭に、ますます強化されていくとしています。蔡英文総統の現実的かつ冷静な統治により当面の難局は乗り越えていくであろうが、次世代の台湾の指導者にとっては、台湾の安全保障強化に向けた政策につき台湾住民の信頼をいかに得ていくかが課題となる旨指摘しています。⁸⁴

B. カーネギー国際平和財団（Carnegie Endowment for International Peace）⁸⁵

12月23日 技術規格・標準開発団体への中国の影響力の行使に関する調査

技術などの国際規格・標準を策定しているさまざまな「標準開発団体（Standard Development Organizations（SDO））」に対して、中国がいかなる影響力を行使しているかにつき、米連邦議会が米国国立技術標準研究所（National Institute of Standards and Technology（NIST））に調査分析を行うよう指示したことを踏まえ、NISTは、米国内の産業界からパブリックコメントを募りました。カーネギー国際平和財団の研究者は、NISTに提出されたパブリックコメントの内容を分析した結果を公表しました。

同分析によれば、パブリックコメントのほとんどは中国の不正行為を指摘するものではなく、中国が政策として、同国企業のSDOの活動への積極的な参加を支援することにより、影響力を強めているとのコメントが多いとしています。これを踏まえ、パブリックコメントでは、米国の政策として、SDOのルールの改正や改革を求めていくのではなく、より多くの米国企業が、SDOの活動に参加することを促すために、補助金などの支給による費用面での支援や、活動に伴う費用の税控除を認める税制度の改革などにより、米企業がSDOの活動に参加する負担を軽減させる施策を求めるコメントがあったことを紹介しています。さらに、米国の輸出管理規則（EAR）の改正により、米国企業がSDOの活動に参加しやすい環境を整えるべきとの提案もなされていることを伝えています。⁸⁶

C. ヘリテージ財団（The Heritage Foundation）⁸⁷

12月23日 ウイグル強制労働防止法成立に関するヘリテージ財団専門家のコメント

ウイグル強制労働防止法がバイデン大統領の署名により成立したことを受け、ヘリテージ財団の専門家（オリヴィア・エノス氏およびトリー・スミス氏）は、同法は中国政府の人権侵害行為に対処するために必要な法律であり、今後、税関国境保護局（CBP）が同法を執行できるように、予算が確保されるべき旨のコメントを発表しました。⁸⁸

以上

⁸⁴ <https://www.brookings.edu/blog/order-from-chaos/2021/12/27/steadying-taiwan-for-a-storm-on-the-horizon/>

⁸⁵ <https://carnegieendowment.org/programs/asia/>

⁸⁶ <https://carnegieendowment.org/2021/12/23/how-u.s.-businesses-view-china-s-growing-influence-in-tech-standards-pub-86084>

⁸⁷ <https://www.heritage.org/>

⁸⁸ <https://www.heritage.org/press/heritage-experts-react-passage-uyghur-forced-labor-prevention-act>

レポートをご覧いただいた後、アンケート（所要時間：約1分）にご協力ください。

<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/ora2/20210033>



本レポートに関するお問い合わせ先：
日本貿易振興機構（ジェトロ）
海外調査部 米州課
〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32
TEL：03-3582-5545
E-mail：ORB@jetro.go.jp